

はじめに

日本では、司法制度改革の一環として2009年に裁判員制度が導入された。裁判員裁判ではこれまでの書証主義から口頭主義へ、そして法曹主義から市民主義へと重心がシフトし、一般人である裁判員が公判廷で語られる内容に基づいて判断を下すという新たな状況が生まれた。これをきっかけに、法廷での言語使用に関する関心が一層高まってきた。法律知識のない一般人にも理解しやすいように、これまで使われてきた法廷特有の言語表現が見直され平易化されてきたし、法律家も、一般人にアピールしやすい話し方をするよう心がけるようになった。そのような状況を背景に、日本語を解さない外国人の被告人や証人が関わる刑事手続きでの通訳の問題にも、これまで以上に光が当てられるようになった。

通訳を介した司法手続きにおいても公正さが担保されるよう、通訳人の任用方法やその運用の仕方を含めた制度的側面を中心に、通訳の質の担保という課題について、それまでも多くの法律家や研究者が問題点の指摘や各種の提言を行ってきた。しかし、通訳を介したコミュニケーションの難しさとという言語使用そのものに対する認識が高まり、どのようにすればスムーズで正確な意思伝達ができるのかという問題に法律家が注意を向け始めたのは、やはり裁判員制度導入に負うところが大きい。その中には、裁判員裁判の公判が長時間にわたることから、通訳人の疲労を考慮した複数体制の導入や、その際の通訳人同士の交代の仕方なども含め、どのような運用を行ったら通訳の正確性が保証されるかという問題も含まれている。そして、制度の整備という問題を越えた、言語そのもの、つまり通訳者の訳し方の及ぼす影響というような問題にも多くの通訳実務家、通訳研究者、言語学者の注目が集まっており、研究における法律家とのコラボも進んでいる。

司法通訳の言語分析研究は、1990年代以来、欧米やオーストラリアの研究者を中心に盛んに行われてきた（Berk-Seligson 1990, 1999; Hale 2004, 2010; Lee 2011 etc.）。日本でも裁判員制度導入を契機に、法廷通訳人の訳

し方が裁判員の心証形成にどのような影響を及ぼすかという点を中心に、いくつかの研究成果が出ている（中村・水野 2009, 2010; 中村 2012; Nakamura and Mizuno 2013; Mizuno et al. 2013 etc.）。

これまで日本では、法廷で外国語を話す証人や被告人の証言とその日本語訳に焦点を当てた研究が多かったが、本書のテーマはそれとは異なり、刑事手続きで使用される日本語の外国語への通訳に焦点を当てている。一般的に、司法判断を下す裁判官も裁判員も日本人なのだから、外国語から日本語への通訳が問題になるはずで、日本語から外国語への通訳は重要ではないという考え方があるが、現実には、日本語から外国語への訳出が大きな意味を持つ場面がたくさんある。例えば、日本人の証人への尋問の場面では、外国人被告人に対し証言を外国語へと通訳しなければならないし、2008年から発足した公判への被害者参加制度により、外国人の被害者やその関係者が裁判に参加する場合、法廷で起こっていることをすべて外国語に通訳しなければならない。後者の例として、世間の注目を集めた事件「市川市福栄における英国人女性殺人・死体遺棄事件」で被害者の両親が裁判に参加したケース（2011年7月）が挙げられる。また、外国人の被告人や証人に対し、日本人の検察官や弁護士が質問する場合も、それを適切に訳せなければ、被告人や証人はその質問に対して適切に答えることができない。そういう意味で、日本語から外国語への通訳は裁判において非常に重要なのである。

また、公正な司法のためには、取り調べ段階での正確な通訳を担保しなければならないことは言うまでもない。特に、書証主義を取る従来型の裁判の場合、警察や検察で聴取された調書の内容が判断の中心になることを考えると、取り調べ時の通訳の重要性は、法廷通訳の重要性に匹敵する。さらに、公正な司法手続きのために被告人は防衛権を十分行使できなければならない。それには弁護士接見での情報聴取が重要になる。接見時の通訳を介した会話の成否がこれに大きく影響する。このように、要通訳刑事手続きのどの段階においても、正確な情報を引き出すためにどのような言語使用が望ましいかを探ることは、非常に重要な課題である。

著者は法律実務家や現役通訳者、通訳研究者の協力を得て、インタ

ビューやディスカッション、アンケート調査を通し、通訳を介した法廷での質問・尋問、警察の取り調べ、弁護士との接見時における問題点を言語使用の観点から分析した。また、司法面接にも研究の範囲を広げ、特に司法の現場での典型的な弱者になりうる子どもを対象とした司法面接の通訳に関わる問題も調査、分析した。それらの分析結果を踏まえ、実際の現場で法律家と通訳者が注目すべき言語使用上の注意点について本書第1部にまとめた。日本語－英語間の通訳を中心に取り上げているが、公判の通訳に関わる部分は、英語、中国語、スペイン語の通訳者の協力を得て分析を行ったため、英語だけでなく中国語とスペイン語の問題についても触れている。

本書の第2部では、法廷での日本語証言の場面を取り上げ、質問者である法律家と証人や被告人双方によってよく使用されるが通訳するのが難しい表現を選び、英語の参考訳とともに解説する。さらに、訳すのが難しい日本語の法律用語についても、用語解説と英語の参考訳を提供している。通訳を必要とする司法手続きの各現場で、日本語を解さない被告人や証人、被疑者、そして被面接者とコミュニケーションする際に、本書が法律家や通訳人にとって、少しでも役に立てば幸いである。

なお、本書のもとになった研究データは3つの科研費プロジェクトによって得られたものである。それぞれのプロジェクトにおいて、共同研究者はもとより、内容の監修をしてくださった方、情報収集に当たりご協力くださった方など、非常に多くの方から多大なるご支援をいただいた。詳細は巻末で紹介させていただくとともに、心よりの感謝の気持ちを述べたい。

また、くろしお出版の池上達昭様は、本書刊行の意図をご理解くださり、企画から出版に至るまで大変お世話になった。そのご尽力に深く感謝する。

最後に、本書は金城学院大学父母会特別研究助成費による支援をいただいた。ここに特別の感謝の意を表したい。

目次

はじめに	1
------------	---

第1部 実際の現場での言語使用と通訳

第1章 司法手続きの各段階における法律家の質問.....	13
1. 証拠収集手段としての質問	13
2. 手続きの各段階での質問の目的と通訳.....	14
2.1 公判	14
2.2 取り調べ	15
3. 弁護士接見	16
4. 司法面接	17
第2章 公判での質問・尋問と通訳の問題	20
1. 主尋問でよく使用される言語表現	20
1.1 曖昧な質問	20
1.2 モノの描写	32
2. 反対尋問でよく使用される言語表現	34
2.1 付加疑問	34
2.2 過去のエピソード：「ことがある」.....	38
2.3 自己矛盾の提示	42
2.3.1 二重否定文	43
2.3.2 時制の混在	46

3. 主尋問か反対尋問かを問わず問題が生じる可能性のある言語表現	48
3.1 表す範囲が異なる動詞表現	48
3.2 「…られる」・「…される」、「…てもらおう」	49
3.3 慣用表現	50
3.4 婉曲表現	51
3.5 その他の訳しにくい表現	54
3.5.1 多数の訳出の選択肢がある表現	54
3.5.2 「なんで」…手段か理由か	58
3.5.3 指示代名詞「この」「その」「あの」	59
3.5.4 「…してしまった」	60
3.5.5 意味のグレード	60
3.5.6 「以上」、「以下」	64
第3章 取り調べでの通訳の問題	65
1. 訳しにくい構文や言い回し	65
1.1 主語などの省略	65
1.2 受動態	66
2. 訳出が困難な特殊表現	66
2.1 擬声語・擬態語	66
2.2 特殊な動作を表す表現	67
2.3 特殊な用語	68
第4章 弁護人接見時の通訳の問題	69
1. 覚せい剤取締法違反事件を例に	69
2. 器物損壊事件を例に	73
3. 強盗致傷事件を例に	76
第5章 司法面接時の通訳の問題	79
1. 子どもの司法面接での質問形式	79

1.1 不明瞭で混乱させやすい質問	80
1.1.1 「～を覚えていますか (Do you remember ~?)」 という形式の質問	80
1.1.2 誘導につながりかねない示唆的な質問	80
1.1.3 受動態	81
1.1.4 「なぜ」「いつ」「どのように」の質問	81
2. 通訳者にとって訳しにくい表現	81
2.1 子ども特有の語彙	82
2.2 性的表現や罵り表現	83
2.3 文体や語彙のレベル	84
3. 理解されにくい定型表現	84

第2部 日本語の用語・表現と英語対訳

第1章 訳出困難な一般用語	89
対訳集作成方法	89
対訳集	133
擬音語・擬態語	133
慣用表現	143
様子・心情	154
動作	163
せりふ	180
その他	181
第2章 訳出困難な法律用語	182
対訳集作成方法	182
対訳集	184

おわりに	229
本書の内容のもととなった科研費プロジェクト	230
研究協力者および訳語監修者.....	231
参考文献	233

第1章 司法手続きの各段階における法律家の質問

1. 証拠収集手段としての質問

本書では主に刑事手続きを取り上げ、刑事手続きの各段階での質問とその答えのやり取りを中心に解説する。

手続きの各段階で行われる質問の目的は正確な情報を収集することである。捜査段階では警察や検察が被疑者や参考人に事件等に関する状況を供述させ、供述調書にまとめて裁判の証拠として提出する。弁護人は被告人と接見して、状況を把握するとともに弁護に必要な情報を聞き出す。司法面接では被害者等に質問し、その内容を供述証拠とする。公判段階、特に裁判員裁判の場合は、そこで話された内容が主要な証拠となるので、検察官や弁護人による尋問や質問の場面は非常に重要である。

このように重要な情報収集に当たっては、それぞれの段階での質問者にとって、いかにして正確な情報を効率的に引き出すかが最大の関心事となるため、それぞれが様々な工夫を凝らし、一種の「戦術」とも言える質問の形が出来上がる。これに通訳がついた場合、文章構造や文化背景の異なる2言語間では通常100パーセントそのままに訳すことは不可能なため、質問方式や言い回しのニュアンスが変わってしまい、期待された答えが返ってこないことがある。また、使用する言葉や言い回しによって被質問者が受ける影響のことも考慮しなければならない。例えば、「誤情報効果」という概念があるが、目撃証人に対して、目撃した出来事の後に誤誘導するような事後の暗示を行うと、目撃者の記憶を汚染してしまう可能性が非常に高い(リドリー 2019: 24)とされる。証人に対する質問が何らかの誘導性を持っている場合、そのような暗示として働くかもしれない。そして、通訳を介してのやり取りになると、通訳者が使用する表現が質問者自身は意図していない誘導性を帯びてしまう可能性もある。

第2章 公判での質問・尋問と通訳の問題

この章では、裁判での検察官や弁護人による証人尋問や被告人質問の際、通訳を介することによって問題が生じる可能性の高い言語表現について、項目ごとに解説する。英語、スペイン語、中国語のケースについて述べるが、それぞれの言語について、司法通訳の経験が長く、言語学的知識も豊富な専門家の意見に基づいて解説する。さらに、実際の現場に関わっている法律家の見解も参考にしている。

1. 主尋問でよく使用される言語表現

主尋問は、前述したように、その証人を請求した側の当事者が、まず最初に証人から事情を聞く手続きである。刑事訴訟規則 199 条の 3 節 3 項は、「主尋問においては誘導尋問をしてはならない」と規定している。主尋問では誘導にならないように、5W1H の形で質問するか、「…について教えてください」のようなオープン・クエスチョンを用いる。このような前提により、主尋問時の質問者の言語表現が決まる。

1.1 曖昧な質問

主尋問では誘導禁止なので、「はい」「いいえ」で答えられる質問は避けるのが原則である。5W1H の質問やオープン・クエスチョンで証人に語らせることを目的とし、質問者自身はなるべく具体的内容に触れないようにするため、内容がある程度曖昧になってしまうのは避けられない。以下は、典型的な質問の流れであるが、各所に様々な曖昧な表現が含まれている。

例

事件の前、被告人 A が B 子の経営する居酒屋で飲酒し、不機嫌な様

第3章 取り調べでの通訳の問題

取り調べ通訳に関して、警察の通訳職員や民間通訳人にアンケート調査を行った結果、前章で述べた法廷通訳の難しさと同様の問題が挙げられた。例えば否定疑問文や二重否定疑問文、複雑な時制は通訳人にとって負担が大きく扱にくいいため正確に訳すことが難しいことや、多義的な質問は真意をくみ取りにくく訳しにくいことが明らかになった。また、「被疑事実」の読み聞かせの際などに長い文章を通訳することになるが、これにも困難を伴うことがわかった。

さらに、擬声語・擬態語、ことわざ、特殊な言い回しなどを難しいと感じる通訳人も多い。文化特有の表現の裏には明示的に語られない文化的前提があり、文化によって解釈の仕方も異なることから、通訳人にとって、言語表現の裏にある真意を正確に把握した上で通訳するのは容易ではない。この点も、法廷通訳人が直面する問題と共通している。しかし、すでに知っている情報をいかに自分の側に有利になるように示すかを目的とする公判とは異なり、取り調べは、情報を新たに入手する段階である。通訳を介することで、被疑者の誤った情報発信につながらないよう、質問者は質問の意図を明確にするとともに、通訳人はその真意を正確に理解し、適切な訳出を行わなければならない。

ここで、取り調べ時に通訳人が困難を感じる日本語の例をいくつか挙げたい。前章の法廷通訳のところで触れたものは省く。

1. 訳しにくい構文や言い回し

1.1 主語などの省略

例

「その時どうしたのか？」

第1章

訳出困難な一般用語

法廷での尋問や質問の場面のやり取りに出てくることが想定される、慣用表現や擬声語・擬態語を含めた、訳出が難しいと思われる日本語の一般用語を拾い出して、適切な英語訳について検討し、解説と対訳を試みた。方法は以下である。

対訳集作成方法

・シナリオ作成

最高裁作成のプロモーションビデオ『評議』、『司法通訳』（渡辺・長尾・水野 2004）の中のシナリオ、実際の裁判傍聴での記録などを参考に作成。完全な創作によるものも多い。法廷に被告人や被害者家族などの日本語を解さない人がいることを前提に、証人尋問や被告人質問の部分を通訳人が英語に通訳するという状況を想定した。

擬声語・擬態語、慣用表現、感情表現など、通訳が難しいと考えられる表現をなるべく多く盛り込もうとしたために、法廷でのやり取りとしては不自然な部分もあるが、目的は法廷でのやり取りの流れを分析することではなく、言葉や表現の1つ1つに対する訳出を検討することなので、問題ないと判断した。

・模擬法廷

上記のシナリオを使って模擬法廷を行い、プロの通訳者に実際に訳していただき、それを録音したものを文字に起こす作業をした。

・対訳集作成

模擬法廷での通訳者たちの訳出を参考に、どのような表現がどう難しいのかを分析しつつ、最も適切な訳出例について、辞書なども参考にしながら検討し、適宜、解説と通訳例も入れて対訳を作成した。また、通訳例はすべての語に付けてあるわけではない。

対訳集

擬態語・擬声語

日本語表現と英訳	解説と訳例
1) うじうじする ・ to have less courage to (speak) ・ to hesitate (due to inconveniences or guilt)	「性格がうじうじしている」というような使い方ではなく、その場ではっきりした態度が取れないような場合。 通訳例 私がそう言うと、最初彼はうじうじしていました。 When I said that, at first he looked hesitant.
2) ウワツと声をあげる ・ to shriek ・ to express surprise with a shriek	ショックで声をあげるような場合。 実際の擬音としては、“waaa”があり、日本語と非常に似ている。
3) おちおち…してられない ・ can not in peace	通訳例 おちおち寝ていただけませんでした。 I could not sleep in peace.
4) おどおどする ・ to fear for ・ to have anxiety about ・ to be timid about	通訳例 大声でどなられて彼女はおどおどしていたようでした。 She seemed frightened after being screamed at in a loud voice. ＊この場合、怒鳴られた瞬間、びっくりしておどおどしたのだから frightened のほうが適切。
5) ガタガタ震える ・ to shudder ・ to tremble with	怖くて震える。 寒さで震えるのは shake や shiver。 通訳例 私は怖くて体中ガタガタ震えていました。 I was trembling all over with fear.

第2章 訳出困難な法律用語

一般人である裁判員が参加する裁判員制度の導入を機に、一般人にも理解しやすいように、裁判で使用される言葉の平易化が推進されてきた。法律家も、一般人にアピールしやすい話し方をするよう心がけている。このことは、要通訳外国人事件の通訳人にとっても、歓迎すべきことである。

しかし、いくら平易化されたとはいえ、裁判では使用するのを避けて通れない専門用語は多く存在する。それぞれの用語や表現を正確に使用することは、その意図、その与える効果という点で非常に重要であり、通訳人も、それらの専門用語を正確に理解し、正確に訳す義務がある。例えば、日本語の「懲役」を英語で単に“imprisonment”とだけ訳すと「労働が伴う」という重要な要素が抜け落ちてしまう。また、日本語の「殺人」という言葉を英語に訳す場合、“murder (計画的な殺人)”と“manslaughter (計画性のない殺人)”の区別がわからなければ、正しく訳すことは出来ない(橋内・堀田 2012: 67)。

本章では、法廷で使用される専門用語や特殊表現で、通訳人にとって理解することが難しく、したがって訳すのも難しいものを選び、対訳集という形でそれらに対する解説と適切な英語訳出例を提供する。

対訳集作成方法

この対訳集を作成したプロセスは以下である。

- ・用語・表現の選択

実際の裁判やこれまで行ってきた模擬裁判、『法廷通訳ハンドブック』(最高裁判所事務総局)、『司法通訳』(渡辺・長尾・水野 2004) などから、出現頻度の高いもの、通訳人にとって理解しづらい用語・表現を中心に選択する。

対訳集

用語と訳語	解説
<p>悪質</p> <ul style="list-style-type: none"> • malicious • vicious 	<p>一般的に「悪」と言った場合、malicious が使われる</p> <p>例)「悪意」 malicious intent</p> <p>「犯罪の性質が悪い」 nature of offence is malicious</p> <p>「悪質である」 malicious in nature</p>
<p>悪徳</p> <ul style="list-style-type: none"> • vice • infamous • notorious 	<p>「悪徳」は法律用語ではなく、もっと観念的な言い回し。「悪徳ブローカー」のように、新聞などのメディアで用いられたりする一般用語。刑事事件では「徳」を云々するような状況はない。「悪辣」の方が悪の程度が高いような印象。「悪質」の方が表す範囲が広い。</p> <p>どちらも malicious でよいが、「とても悪い」という時には vicious を使ったりする。</p>
<p>悪辣極まりない</p> <ul style="list-style-type: none"> • atrocious • vicious 	<p>「悪辣極まりない」などは、atrocious など。これは非常に悪い感じを与える英語表現。</p> <p>atrocious は、何かの犯罪について罪質が悪辣極まりないというような表現の時に、形容詞の叙述用法的に用いられる。犯罪の悪質性をカテゴライズするような時には、形容詞の限定用法として、名詞の前に heinous を冠し「凶悪」の意味を持たせる。</p> <p>参考 「凶悪犯罪」は heinous crime と表現される。(後述)</p> <p>日本語と英語では、完全に範囲が一致することはないが、やはりそれぞれ、悪のレベルに応じて言葉を使い分けている。</p>
<p>異議</p> <ul style="list-style-type: none"> • objection 	<p>法廷で「異議」という時には objection が一般的。</p> <p>類似の表現</p> <p>exception や demurrer という表現もあるが、これらは「異議申立て」など、民事その他の手続上出</p>